【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年11月15日
【計算期間】	第42特定期間（自　2023年２月16日　至　2023年８月15日）
【ファンド名】	ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　弘貴・ゲアハルト・ヴィースホイ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番１号　山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	砂田　光
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番１号　山王パークタワー
【電話番号】	03(5156)5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、主にユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国の公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。

②信託金の限度額

1,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型投信	内外	不動産投信	ETF	特殊型
		その他資産(　　)		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類の定義について＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

１．「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

２．「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

３．「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「債券」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 (　　) 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券)) 資産複合(　　) 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 (　　)	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり (　　) なし	日経225 TOPIX その他 (　　)	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/絶対収益追求型 その他 (　　)

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
※ 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分の定義について＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

１．「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド（投資信託証券）を通じて実質的に債券に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「債券」に分類されます。

２．「決算頻度」の区分のうち、「年４回」とは、目論見書または投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。

３．「投資対象地域」の区分のうち、「欧州」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

４．「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

５．「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

④ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

１．欧州諸国の現地通貨建公社債を主要投資対象とします。

・ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンドへの投資を通じて、実質的に欧州通貨建で発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。

・主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。

・インカムゲインの確保と中長期的な収益の獲得を目指します。

・ブルームバーグ汎欧州総合インデックス[※1]（円ベース ヘッジなし）をベンチマーク[※2]とします。

※1 「ブルームバーグ®」及び「ブルームバーグ汎欧州総合インデックス」は、Bloomberg Finance L.P.及び、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはドイチェ・アセット・マネジメント株式会社とは提携しておらず、また、同社が運用する商品等を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、同社が運用する商品等に関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

※2 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る運用成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、欧州の債券市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

主要投資対象国は以下の通りです。

＜ユーロ導入国（20ヵ国）＞

ベルギー、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、スロベニア、マルタ、キプロス、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、クロアチア

＜その他の投資対象国＞

イギリス、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー

（主要投資対象国の現地通貨）

ユーロ、イギリスポンド、スウェーデンクローナ、デンマーククローネ、ノルウェークローネ

（注1）上記主要投資対象国は、2023年９月末現在のものであり、今後変更される場合があります。
（注2）上記主要投資対象国以外の公社債にも、別途定める割合の範囲内で投資することがあります。また、上記主要投資対象国の現地通貨以外の通貨にも、別途定める割合の範囲内で投資することがあります。これらの割合は投資環境等に応じて適宜変更されることがあります。

２．ポートフォリオの平均格付は、原則としてＡ格相当以上に維持することを目指します。

・ＢＢ格相当以下の銘柄の投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下に留めます。

・公社債への投資に当たっては、原則としてＢ格相当以上の債券とします。

（注1）格付が公表されていない場合は、発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付を用います。
（注2）複数の格付機関により異なる格付が付与されている場合は、原則として上位の格付を採用します。

３．ファミリーファンド方式[※]で運用を行います。

※ 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

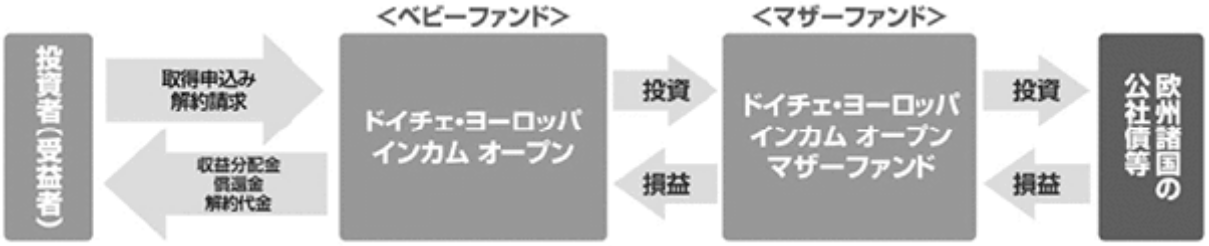

４．３ヵ月毎（原則として２月、５月、８月、11月の各15日※1）に決算を行い、収益分配を行います。

・原則として利子・配当収入を中心に、安定的に分配を行うことを目指します。※2
・分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

※1 当該日が休業日の場合は、翌営業日とします。
※2 運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意下さい。

５．マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、ＤＷＳインターナショナルGmbHに委託します。

・ＤＷＳインターナショナルGmbHはＤＷＳグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

６．実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

＜運用プロセス＞

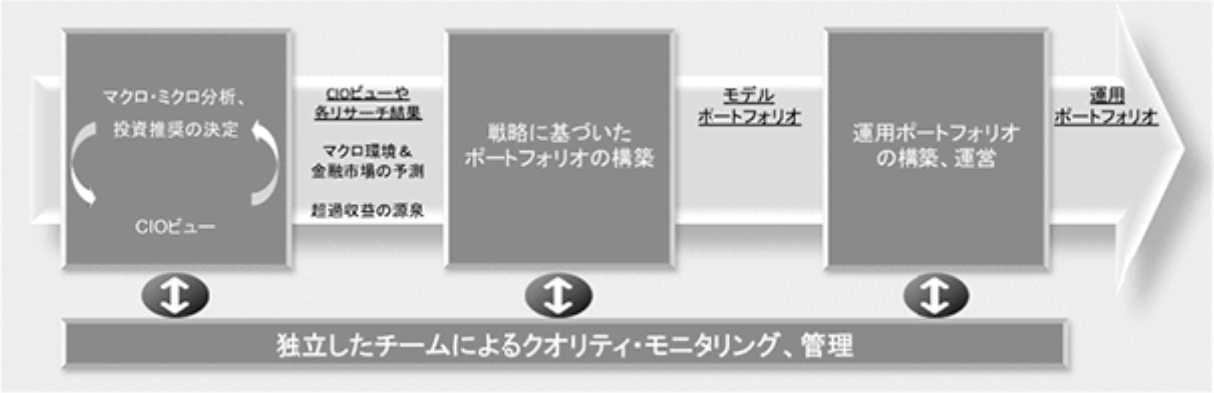

ミクロ分析

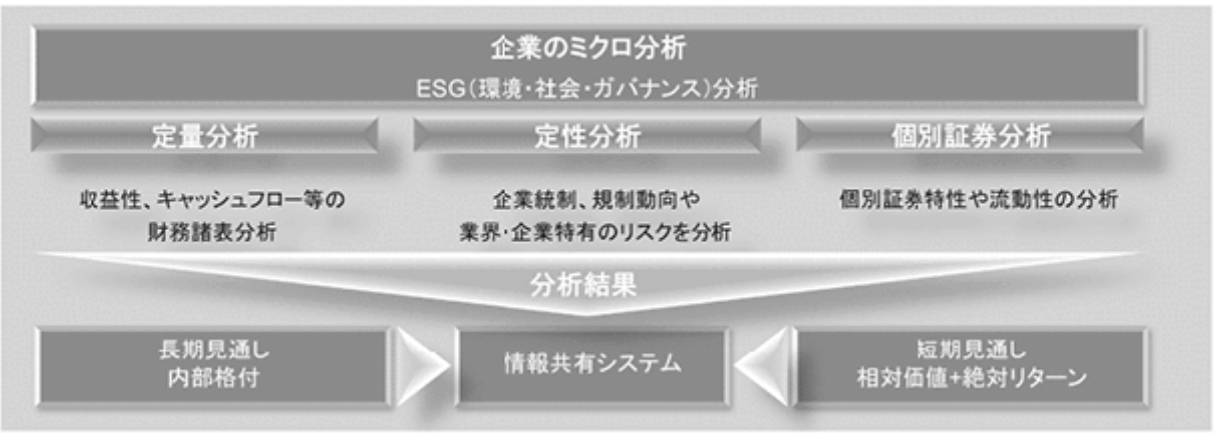

（注1）上記運用プロセスはマザーファンドに関するものです。
（注2）上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

（注）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2002年８月29日　　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

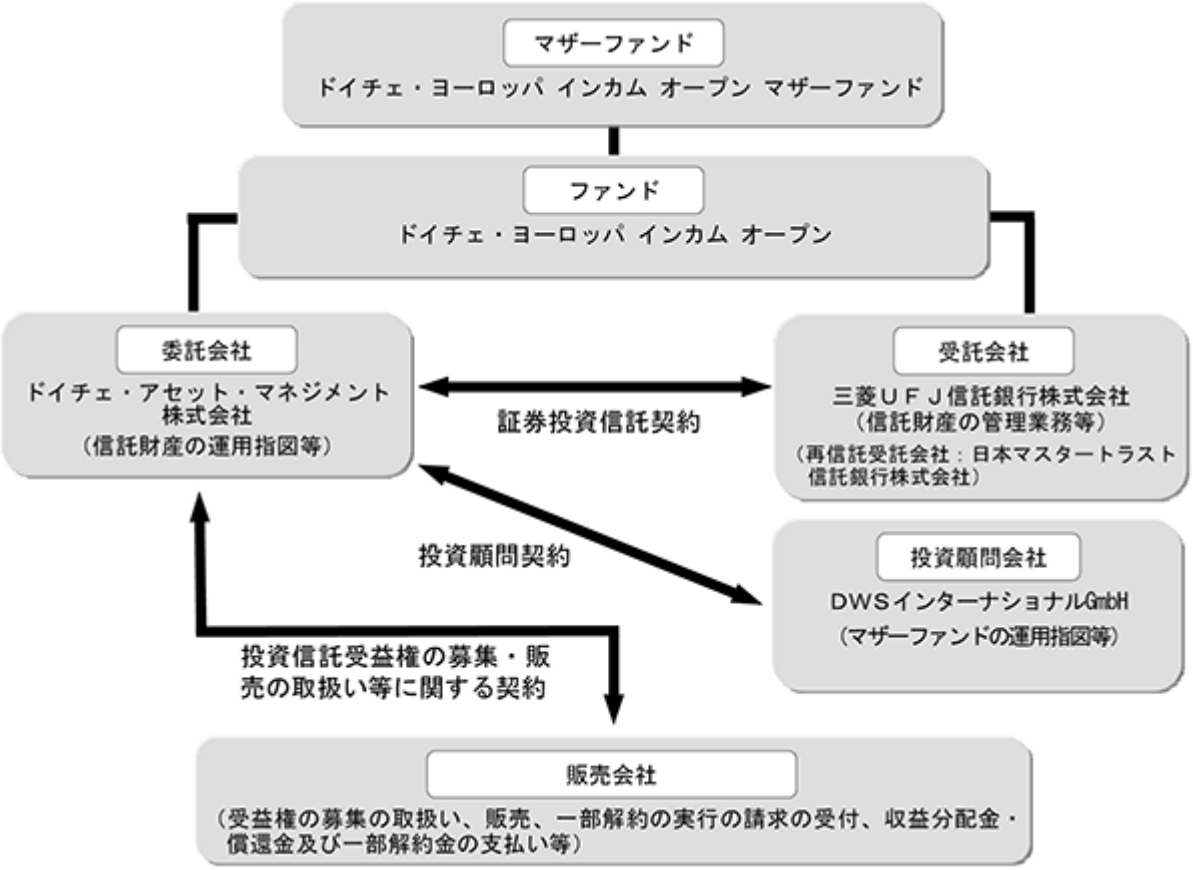

②委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

ａ．ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ｂ．三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

ｃ．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

ｄ．ＤＷＳインターナショナルGmbH（「投資顧問会社」）

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。なお、委託を受けた者が、法令に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

③委託会社の概況

ａ．資本金の額（2023年９月末現在）

3,078百万円

b．沿革

1985年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年	ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更
1995年	ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得
1996年	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
1999年	バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更
2002年	チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
2005年	ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サービス業務を統合 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

c．大株主の状況（2023年９月末現在）

名　　称：　ＤＷＳ グループ ＧｍｂＨ ＆ Ｃｏ．ＫＧａＡ

住　　所：　ドイツ連邦共和国60329　ヘッセン　フランクフルト・アム・マイン　マインツァー・ラント通り11－17

所有株式：　61,560株

所有比率：　100％

２【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。

②運用方法

ａ．投資対象

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

なお、直接債券に投資する場合があります。

ｂ．投資態度

1）主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。

2）公社債への投資は、原則としてＢ格相当以上の債券とします。

3）実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4）資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜マザーファンドの投資方針＞

①基本方針

マザーファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。

②運用方法

ａ．投資対象

欧州諸国の現地通貨建債券を主要投資対象とします。

ｂ．投資態度

1）主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。

2）公社債への投資は、原則としてＢ格相当以上の債券とします。

3）外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4）資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券及び金融商品の指図範囲等

ａ．委託会社は、信託金を、主としてドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．から上記6．までの証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）及び新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15．の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1．の証券または証書及び上記7．の証券または証書のうち上記1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2．から上記5．までの証券及び上記7．の証券のうち上記2．から上記5．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9．及び上記10．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ｂ．委託会社は、信託金を、上記ａ．に掲げる有価証券のほか、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5．の権利の性質を有するもの

＜マザーファンドの投資対象＞

①投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券及び金融商品の指図範囲等

ａ．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．から上記6．までの証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）及び新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15．の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1．の証券または証書及び上記7．の証券または証書のうち上記1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2．から上記5．までの証券及び上記7．の証券のうち上記2．から上記5．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9．及び上記10．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ｂ．委託会社は、信託金を、上記ａ．に掲げる有価証券のほか、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5．の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

＜運用体制＞

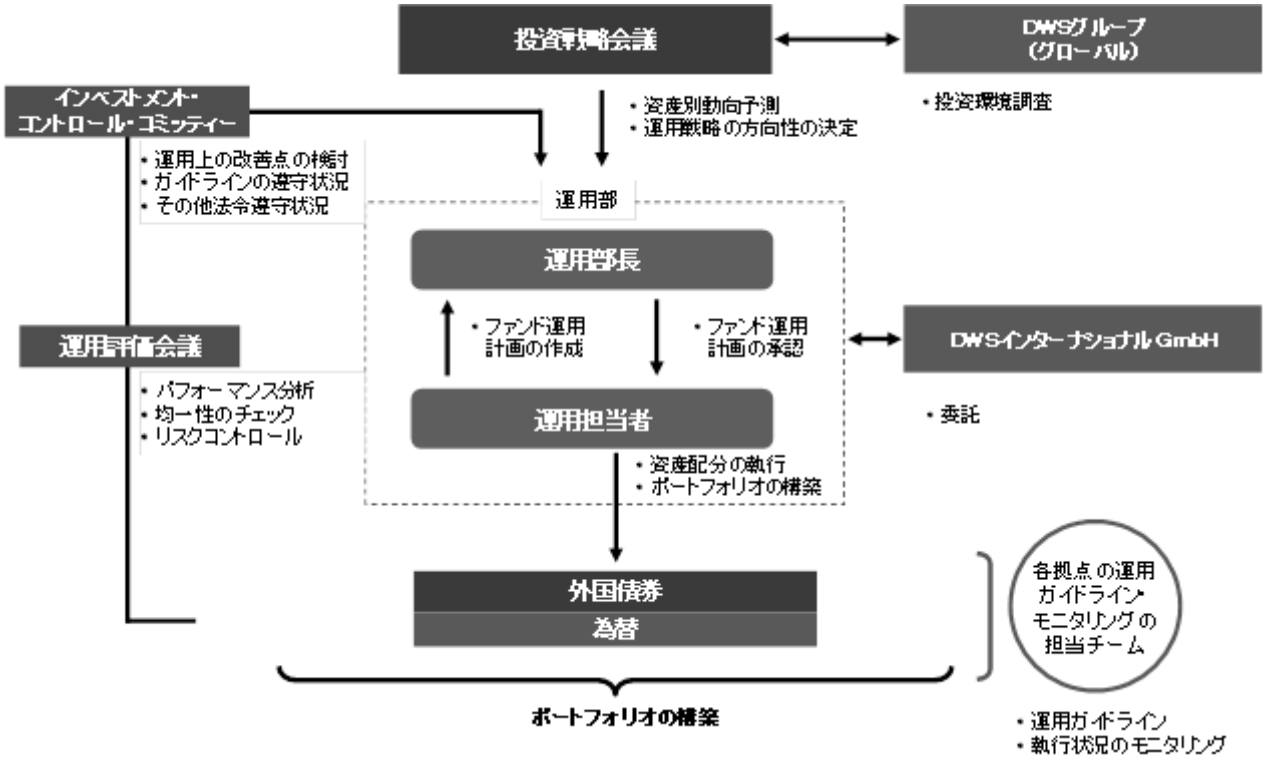

委託会社は、マザーファンドに係る運用指図に関する権限をＤＷＳインターナショナルGmbH（所在地：ドイツフランクフルト）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの３つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問等を通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

＜運用の流れ＞

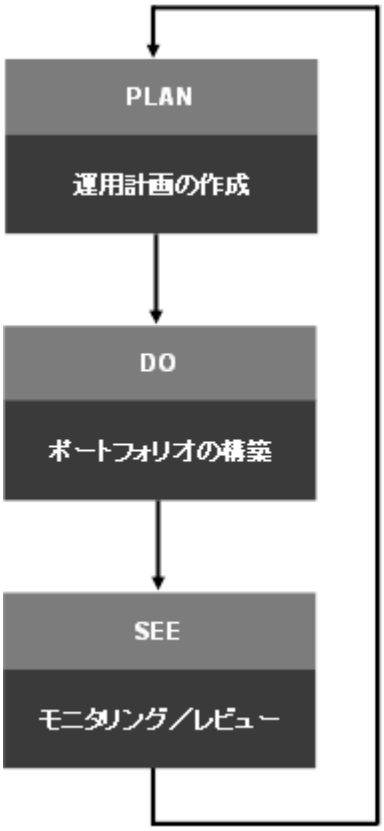

- 運用計画の作成にあたっては、グローバルに展開するDWSグループ内で情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがってファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。
- 承認された運用計画にしたがって、ポートフォリオの構築を行います。
- 運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- 個々の投資判断については、必要に応じて、DWSインターナショナルGmbHに所属する運用チームへ委託を行います。
- 各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- 運用評価会議では、ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性等についてレビューを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

＜内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織＞

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

＜委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制＞

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況を含みます。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点等が判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年４回の毎決算時（原則として毎年２月、５月、８月、11月の各15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

＜信託約款で定める投資制限＞

①株式への投資制限

株式への実質投資割合※は信託財産の純資産総額の10％以内とします。

※ 「実質投資割合」とは、ファンドに属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑤信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥同一銘柄の株式等への投資制限

ａ．同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

ｂ．同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑧投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

⑨信用取引の指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．上記ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記5．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ｂ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ｃ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本ｃ．において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．上記ｃ．においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｅ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｆ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑬有価証券の貸付の指図及び範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

ｂ．上記ａ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑯資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

ｃ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜マザーファンドの信託約款で定める投資制限＞

①株式への投資制限

株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10％以内とします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④投資信託証券の投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑤信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥同一銘柄の株式等への投資制限

ａ．同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

ｂ．同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、並びに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑧投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

⑨信用取引の指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．上記ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記5．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ｃ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｅ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑬有価証券の貸付の指図及び範囲

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ｂ．上記ａ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

＜法令で定める投資制限＞

①同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のａ．の数がｂ．の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

ａ．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

ｂ．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

③信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、債券等の値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②信用リスク

債券及びコマーシャル・ペーパー等短期金融商品の価格は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③為替変動リスク

当ファンドは主に外国の債券に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥その他の留意点

・当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約代金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、解約申込みの受付けが中止となる可能性、解約代金の支払いが遅延する可能性等があります。

・委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生

じた場合等を含みます。）があると判断した場合には、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消しまたは変更することができます。

・当ファンドのベンチマークは、ファンドの運用にあたって、運用成果の目標の目安とする指標であり、一定の運用成果を保証するものではありません。また、金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。

・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

・当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。

・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。

・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2)投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

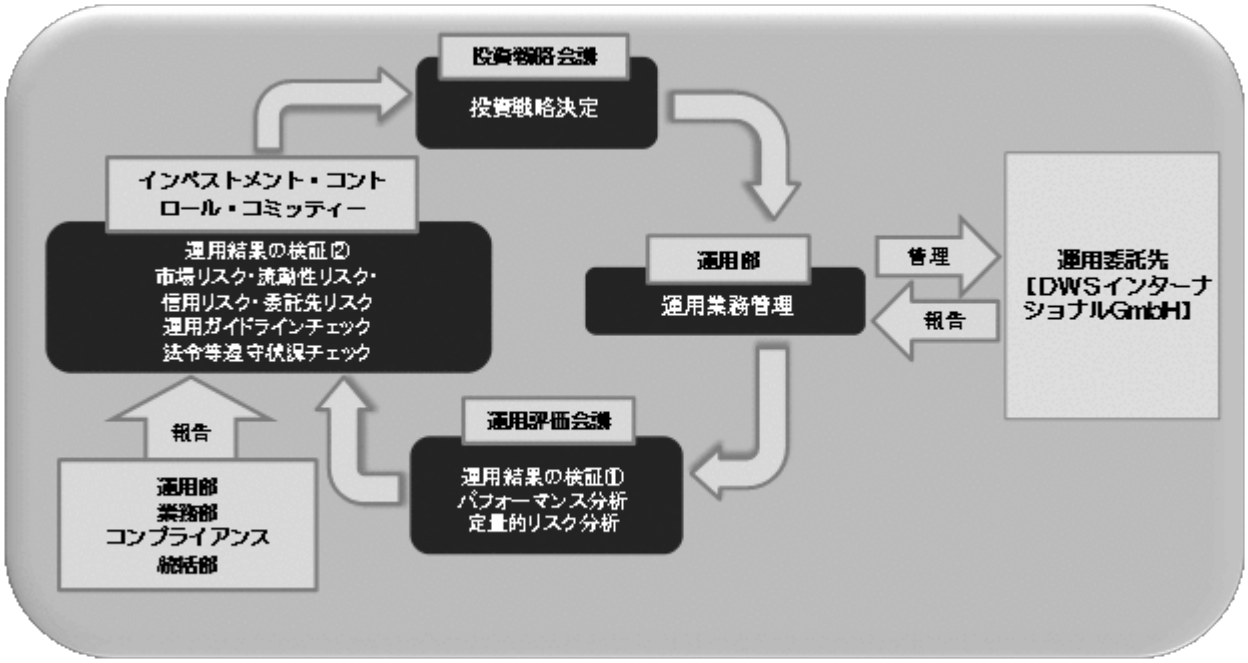

委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1,※2

（2018年10月～2023年9月）

当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1,※3,※4

（2018年10月～2023年9月）

※1　年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2　分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3　2018年10月～2023年9月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4　各資産クラスの指数は以下のとおりです。
日 本 株：ＴＯＰＩＸ（配当込み）
先進国株：ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：ＭＳＣＩエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ国債
先進国債：ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）
（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について
・ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）の指数値及びＴＯＰＩＸにかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等ＴＯＰＩＸに関するすべての権利・ノウハウ及びＴＯＰＩＸにかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、ＴＯＰＩＸの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
・ＭＳＣＩコクサイ・インデックス及びＭＳＣＩエマージング・マーケッツ・インデックスは、ＭＳＣＩインク（以下「ＭＳＣＩ」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はＭＳＣＩに帰属します。また、ＭＳＣＩは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下「ＮＦＲＣ」といいます。）が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利はＮＦＲＣに帰属します。なお、ＮＦＲＣはＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
・ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
・ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morganは、ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

４【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.75%（税抜2.5%）を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。
収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。
（注）申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.15%を乗じて得た額）が差し引かれます。
※ 「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.21%（税抜1.1%）を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

	配分（年率、税抜）	役務の内容
委託会社	0.55%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価
受託会社	0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

②上記①の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③マザーファンドの運用の指図を行うＤＷＳインターナショナルGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

①当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。
ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。

②信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎年２月及び８月に到来する計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

③上記①の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

①個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「②収益分配金について」をご参照下さい。）

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(ⅰ)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ⅱ)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③課税の取扱いについて

以下の内容は2023年９月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

ａ．個人の受益者に対する課税

◆収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

◆一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%及び地方税５%）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA(ニーサ)）の適用対象であり、2024年１月１日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

少額投資非課税制度「NISA」、「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。

なお、2024年１月１日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で非課税の適用を受けることができます。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

b．法人の受益者に対する課税

◆収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
（注2）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
（注3）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン

(2023年 9月29日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	890,106,901	100.17
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	―	△1,475,064	△0.17
合計(純資産総額)		888,631,837	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン　マザーファンド

(2023年 9月29日現在)

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	ドイツ	1,385,687,057	4.12
	イタリア	3,569,474,680	10.61
	フランス	1,602,656,038	4.76
	オランダ	246,494,220	0.73
	スペイン	2,055,737,558	6.11
	ベルギー	445,891,532	1.32
	オーストリア	51,575,940	0.15
	ポルトガル	575,708,985	1.71
	スロベニア	592,822,636	1.76
	イギリス	4,108,089,450	12.21
	スイス	657,455,882	1.95
	スウェーデン	451,272,026	1.34
	ノルウェー	176,821,148	0.53
	デンマーク	388,596,088	1.15
	トルコ	222,573,494	0.66
	チェコ	337,821,075	1.00
	ハンガリー	964,173,757	2.86
	ポーランド	428,605,628	1.27
	ブルガリア	553,231,075	1.64
	ルーマニア	373,812,579	1.11
	クロアチア	433,204,005	1.29
	リトアニア	317,787,770	0.94
	カザフスタン	175,289,150	0.52
	セルビア	164,704,572	0.49
	小計	20,279,486,345	60.26

特殊債券	ドイツ	830,140,098	2.47
	フランス	517,156,120	1.54
	スペイン	73,872,710	0.22
	ルクセンブルグ	35,723,800	0.11
	スイス	124,554,560	0.37
	デンマーク	126,707,105	0.38
	ポーランド	300,205,846	0.89
	スロバキア	75,703,014	0.22
	国際機関	612,925,055	1.82
	小計	2,696,988,308	8.01
社債券	アメリカ	131,992,584	0.39
	ドイツ	1,682,622,233	5.00
	イタリア	628,216,769	1.87
	フランス	1,312,129,170	3.90
	オランダ	2,239,937,858	6.66
	スペイン	720,546,518	2.14
	ベルギー	523,269,378	1.55
	フィンランド	153,704,928	0.46
	アイルランド	554,509,785	1.65
	ポルトガル	403,016,288	1.20
	イギリス	968,639,172	2.88
	スウェーデン	273,501,792	0.81
	ノルウェー	282,081,706	0.84
	デンマーク	96,799,174	0.29
	ポーランド	203,161,140	0.60
	オーストラリア	58,390,164	0.17
	小計	10,232,518,659	30.40
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	―	445,772,976	1.33
合計(純資産総額)		33,654,766,288	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン

<評価額(全銘柄)>

(2023年 9月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン　マザーファンド	357,185,755	2.5498	910,786,676	2.4920	890,106,901	100.17

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(2023年 9月29日現在)

種類	国内／外国	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	100.17
合計		100.17

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

（参考）ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン　マザーファンド

<評価額(上位30銘柄)>

(2023年 9月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	イタリア	国債証券	BTPS 5% 08/01/39	3,860,000	16,743.26	646,289,836	15,537.72	599,755,992	5	2039/8/1	1.78
2	ドイツ	国債証券	DBR 2.5% 07/04/44	3,455,000	15,213.82	525,637,481	14,296.63	493,948,567	2.5	2044/7/4	1.47
3	フランス	国債証券	FRTR 4% 10/25/38	2,765,000	16,887.83	466,948,499	16,185.52	447,529,628	4	2038/10/25	1.33
4	フランス	国債証券	FRTR 0% 03/25/24	2,765,000	15,474.12	427,859,554	15,520.49	429,141,769	0	2024/3/25	1.28
5	ハンガリー	国債証券	REPHUN 1.75% 10/10/27	2,855,000	14,259.50	407,108,725	14,164.70	404,402,185	1.75	2027/10/10	1.20
6	イギリス	国債証券	UKT 4.25% 12/07/27	2,150,000	17,940.87	385,728,785	18,085.07	388,829,057	4.25	2027/12/7	1.16
7	イタリア	国債証券	BTPS 2% 02/01/28	2,595,000	14,708.22	381,678,309	14,469.64	375,487,158	2	2028/2/1	1.12
8	スペイン	国債証券	SPGB 4.2% 01/31/37	2,200,000	16,433.58	361,538,760	15,741.54	346,313,880	4.2	2037/1/31	1.03
9	ハンガリー	国債証券	REPHUN 1.125% 04/28/26	2,395,000	14,507.56	347,456,062	14,423.82	345,450,489	1.125	2026/4/28	1.03
10	イタリア	国債証券	BTPS 0.85% 01/15/27	2,395,000	14,403.28	344,958,556	14,237.38	340,985,251	0.85	2027/1/15	1.01
11	スロベニア	国債証券	SLOREP 1.25% 03/22/27	2,325,000	14,662.40	340,900,800	14,538.36	338,017,102	1.25	2027/3/22	1.00
12	ドイツ	特殊債券	DBHNGR 3.125% 07/24/26	1,942,000	17,135.91	332,779,496	17,270.98	335,402,598	3.125	2026/7/24	1.00
13	フランス	特殊債券	AGFRNC 2.875% 01/21/30	2,100,000	15,305.46	321,414,660	15,008.42	315,176,820	2.875	2030/1/21	0.94
14	スペイン	国債証券	SPGB 0% 05/31/24	2,030,000	15,302.30	310,636,690	15,409.89	312,820,929	0	2024/5/31	0.93
15	ポルトガル	国債証券	PGB 0.7% 10/15/27	2,190,000	14,434.09	316,106,572	14,270.56	312,525,264	0.7	2027/10/15	0.93
16	スペイン	国債証券	SPGB 0.6% 10/31/29	2,345,000	13,304.54	311,991,650	13,162.98	308,671,881	0.6	2029/10/31	0.92
17	イギリス	国債証券	UKT 0.125% 01/30/26	1,850,000	16,288.97	301,346,079	16,484.28	304,959,260	0.125	2026/1/30	0.91
18	イタリア	国債証券	BTPS 2.1% 07/15/26	2,030,000	15,141.14	307,365,142	14,989.46	304,286,038	2.1	2026/7/15	0.90
19	ドイツ	国債証券	DBR 3.25% 07/04/42	1,890,000	16,917.06	319,732,434	16,000.66	302,412,474	3.25	2042/7/4	0.90
20	ブルガリア	国債証券	BGARIA 2.95% 09/03/24	1,850,000	15,635.68	289,260,080	15,567.74	288,003,190	2.95	2024/9/3	0.86
21	スペイン	国債証券	SPGB 1.25% 10/31/30	2,120,000	13,651.99	289,422,188	13,362.85	283,292,420	1.25	2030/10/31	0.84
22	スウェーデン	社債券	TELBSS 3.75% 11/22/29	1,800,000	15,448.29	278,069,256	15,194.54	273,501,792	3.75	2029/11/22	0.81
23	イギリス	国債証券	UKT 0.25% 01/31/25	1,570,000	17,019.09	267,199,826	17,180.63	269,735,989	0.25	2025/1/31	0.80

24	ドイツ	社債券	CMZB 2.875% 10/13/28	1,755,000	15,408.95	270,427,072	15,357.60	269,525,880	2.875	2028/10/13	0.80
25	イタリア	国債証券	BTPS 0.35% 02/01/25	1,770,000	15,062.61	266,608,268	15,048.23	266,353,777	0.35	2025/2/1	0.79
26	ブルガリア	国債証券	BGARIA 3% 03/21/28	1,755,000	15,288.08	268,305,804	15,112.70	265,227,885	3	2028/3/21	0.79
27	ドイツ	社債券	INGDIB 2.375% 09/13/30	1,800,000	14,843.94	267,190,956	14,647.23	263,650,176	2.375	2030/9/13	0.78
28	ルーマニア	国債証券	ROMANI 3.625% 04/24/24	1,655,000	15,769.66	260,987,939	15,761.76	260,857,194	3.625	2024/4/24	0.78
29	スロベニア	国債証券	SLOREP 1.75% 11/03/40	2,305,000	11,598.78	267,351,880	11,054.47	254,805,534	1.75	2040/11/3	0.76
30	ドイツ	国債証券	DBR 0% 02/15/32	2,030,000	12,745.07	258,724,920	12,451.18	252,759,156	0	2032/2/15	0.75

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

（2023年 9月29日現在）

種類	国内／外国	投資比率（%）
国債証券	外国	60.26
特殊債券	外国	8.01
社債券	外国	30.40
合計		98.68

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】
ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン
該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン　マザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン
該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン　マザーファンド
該当事項はありません。

(3)【運用実績】
①【純資産の推移】
ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第23特定期間末　(2014年 2月17日)	3,022	3,051	1.1425	1.1535
第24特定期間末　(2014年 8月15日)	2,851	2,878	1.1592	1.1702
第25特定期間末　(2015年 2月16日)	2,664	2,688	1.2111	1.2221
第26特定期間末　(2015年 8月17日)	2,488	2,511	1.2004	1.2114

第27特定期間末	(2016年 2月15日)	2,141	2,163	1.0780	1.0890
第28特定期間末	(2016年 8月15日)	1,892	1,914	0.9657	0.9767
第29特定期間末	(2017年 2月15日)	1,620	1,639	0.9681	0.9791
第30特定期間末	(2017年 8月15日)	1,633	1,650	1.0235	1.0345
第31特定期間末	(2018年 2月15日)	1,553	1,570	1.0190	1.0300
第32特定期間末	(2018年 8月15日)	1,316	1,332	0.9454	0.9564
第33特定期間末	(2019年 2月15日)	1,224	1,239	0.9189	0.9299
第34特定期間末	(2019年 8月15日)	1,169	1,183	0.9062	0.9172
第35特定期間末	(2020年 2月17日)	1,129	1,143	0.9007	0.9117
第36特定期間末	(2020年 8月17日)	1,162	1,176	0.9276	0.9386
第37特定期間末	(2021年 2月15日)	1,119	1,133	0.9278	0.9388
第38特定期間末	(2021年 8月16日)	1,085	1,090	0.9320	0.9360
第39特定期間末	(2022年 2月15日)	997	1,002	0.8676	0.8716
第40特定期間末	(2022年 8月15日)	933	938	0.8266	0.8306
第41特定期間末	(2023年 2月15日)	875	879	0.7925	0.7965
第42特定期間末	(2023年 8月15日)	927	931	0.8717	0.8757
	2022年 9月末日	884	—	0.7840	—
	10月末日	929	—	0.8266	—
	11月末日	912	—	0.8192	—
	12月末日	867	—	0.7811	—
	2023年 1月末日	881	—	0.7953	—
	2月末日	877	—	0.7945	—
	3月末日	891	—	0.8130	—
	4月末日	888	—	0.8218	—
	5月末日	897	—	0.8304	—
	6月末日	933	—	0.8737	—
	7月末日	921	—	0.8644	—
	8月末日	932	—	0.8816	—
	9月末日	888	—	0.8504	—

（注）純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

②【分配の推移】

ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン

		1口当たりの分配金（円）
第23特定期間	2013年 8月16日～2014年 2月17日	0.0220
第24特定期間	2014年 2月18日～2014年 8月15日	0.0220
第25特定期間	2014年 8月16日～2015年 2月16日	0.0220
第26特定期間	2015年 2月17日～2015年 8月17日	0.0220
第27特定期間	2015年 8月18日～2016年 2月15日	0.0220
第28特定期間	2016年 2月16日～2016年 8月15日	0.0220
第29特定期間	2016年 8月16日～2017年 2月15日	0.0220
第30特定期間	2017年 2月16日～2017年 8月15日	0.0220
第31特定期間	2017年 8月16日～2018年 2月15日	0.0220
第32特定期間	2018年 2月16日～2018年 8月15日	0.0220
第33特定期間	2018年 8月16日～2019年 2月15日	0.0220

第34特定期間	2019年 2月16日～2019年 8月15日	0.0220
第35特定期間	2019年 8月16日～2020年 2月17日	0.0220
第36特定期間	2020年 2月18日～2020年 8月17日	0.0220
第37特定期間	2020年 8月18日～2021年 2月15日	0.0220
第38特定期間	2021年 2月16日～2021年 8月16日	0.0080
第39特定期間	2021年 8月17日～2022年 2月15日	0.0080
第40特定期間	2022年 2月16日～2022年 8月15日	0.0080
第41特定期間	2022年 8月16日～2023年 2月15日	0.0080
第42特定期間	2023年 2月16日～2023年 8月15日	0.0080

③【収益率の推移】

ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン

		収益率（%）
第23特定期間	2013年 8月16日～2014年 2月17日	10.2
第24特定期間	2014年 2月18日～2014年 8月15日	3.4
第25特定期間	2014年 8月16日～2015年 2月16日	6.4
第26特定期間	2015年 2月17日～2015年 8月17日	0.9
第27特定期間	2015年 8月18日～2016年 2月15日	△8.4
第28特定期間	2016年 2月16日～2016年 8月15日	△8.4
第29特定期間	2016年 8月16日～2017年 2月15日	2.5
第30特定期間	2017年 2月16日～2017年 8月15日	8.0
第31特定期間	2017年 8月16日～2018年 2月15日	1.7
第32特定期間	2018年 2月16日～2018年 8月15日	△5.1
第33特定期間	2018年 8月16日～2019年 2月15日	△0.5
第34特定期間	2019年 2月16日～2019年 8月15日	1.0
第35特定期間	2019年 8月16日～2020年 2月17日	1.8
第36特定期間	2020年 2月18日～2020年 8月17日	5.4
第37特定期間	2020年 8月18日～2021年 2月15日	2.4
第38特定期間	2021年 2月16日～2021年 8月16日	1.3
第39特定期間	2021年 8月17日～2022年 2月15日	△6.1
第40特定期間	2022年 2月16日～2022年 8月15日	△3.8
第41特定期間	2022年 8月16日～2023年 2月15日	△3.2
第42特定期間	2023年 2月16日～2023年 8月15日	11.0

（注）収益率は、小数第２位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

		設定口数（口）	解約口数（口）
第23特定期間	2013年 8月16日～2014年 2月17日	52,996,870	483,229,986
第24特定期間	2014年 2月18日～2014年 8月15日	30,255,372	215,636,824
第25特定期間	2014年 8月16日～2015年 2月16日	40,661,294	300,809,069
第26特定期間	2015年 2月17日～2015年 8月17日	51,715,018	177,868,755
第27特定期間	2015年 8月18日～2016年 2月15日	19,491,747	106,572,145
第28特定期間	2016年 2月16日～2016年 8月15日	71,125,763	97,683,791
第29特定期間	2016年 8月16日～2017年 2月15日	18,399,766	304,162,534

第30特定期間	2017年 2月16日～2017年 8月15日	30,551,215	108,994,638
第31特定期間	2017年 8月16日～2018年 2月15日	26,740,697	97,464,215
第32特定期間	2018年 2月16日～2018年 8月15日	12,957,078	145,028,443
第33特定期間	2018年 8月16日～2019年 2月15日	12,857,878	72,873,092
第34特定期間	2019年 2月16日～2019年 8月15日	10,845,612	53,614,321
第35特定期間	2019年 8月16日～2020年 2月17日	11,077,675	46,758,359
第36特定期間	2020年 2月18日～2020年 8月17日	22,026,860	23,361,049
第37特定期間	2020年 8月18日～2021年 2月15日	15,892,090	61,993,319
第38特定期間	2021年 2月16日～2021年 8月16日	11,896,631	54,050,230
第39特定期間	2021年 8月17日～2022年 2月15日	20,309,406	35,534,027
第40特定期間	2022年 2月16日～2022年 8月15日	9,545,785	29,489,875
第41特定期間	2022年 8月16日～2023年 2月15日	6,634,043	31,859,471
第42特定期間	2023年 2月16日～2023年 8月15日	7,228,483	47,488,745

（参考情報）

基準日：2023 年 9 月 29 日

基準価額・純資産の推移 (2013/9/27～2023/9/29)

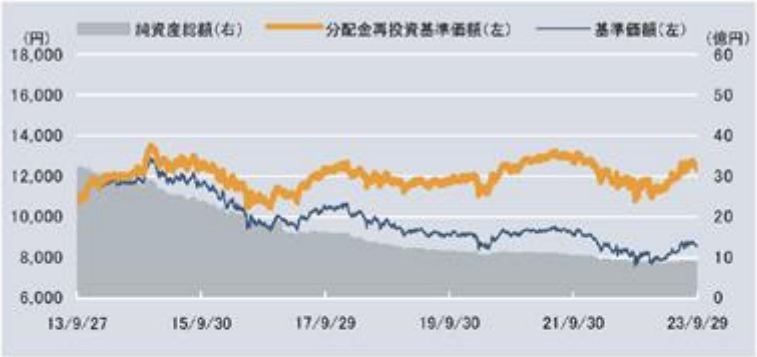

分配の推移

１万口当たり、税引前	
2023年 8月	40 円
2023年 5月	40 円
2023年 2月	40 円
2022年11月	40 円
2022年 8月	40 円
設定来累計	8,510 円

※1　基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
※2　分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。
ただし、上記対象期間中の分配金が０円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

	銘柄	種類	国	償還日	ｸｰﾎﾟﾝ(%)	格付	比率(%)
1	イタリア国債	国債	イタリア	2039/8/1	5.000	BBB	1.8
2	ドイツ国債	国債	ドイツ	2044/7/4	2.500	AAA	1.5
3	フランス国債	国債	フランス	2038/10/25	4.000	AA	1.3
4	フランス国債	国債	フランス	2024/3/25	0.000	AA	1.3
5	ハンガリー国債	国債	ハンガリー	2027/10/10	1.750	BBB	1.2
6	イギリス国債	国債	イギリス	2027/12/7	4.250	AA-	1.2
7	イタリア国債	国債	イタリア	2028/2/1	2.000	BBB	1.1
8	スペイン国債	国債	スペイン	2037/1/31	4.200	A-	1.0
9	ハンガリー国債	国債	ハンガリー	2026/4/28	1.125	BBB	1.0
10	イタリア国債	国債	イタリア	2027/1/15	0.850	BBB	1.0

マザーファンドにおける通貨別構成比

通貨	比率(%)
ユーロ	77.3
イギリスポンド	14.6
スイスフラン	2.0
スウェーデンクローナ	1.4
ポーランドズロチ	1.3
日本円、その他	3.5

※1 格付は、Moody's、S＆P、フィッチのうち上位のものを採用しております。
※2 比率はマザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

※1　年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※2　2023 年は 9 月末までの騰落率を表示しております。

（注1）上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
（注2）最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の２つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約※を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

④申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.75%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

⑦取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

ａ．信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

ｂ．委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消しまたは変更することができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス　https://funds.dws.com/ja-jp/
・電話番号　03-5156-5108（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

２【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

④解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.15%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。
解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
※「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑤お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　(5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して５営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

⑦信託財産の資金管理を円滑に行うため、１顧客１日当たり10億円を超える一部解約はできません。なお、１顧客１日当たり10億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に別途制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

⑧委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消しまたは変更することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④に準じて計算された価額とします。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス　https://funds.dws.com/ja-jp/
・電話番号　03-5156-5108（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法等について＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権１口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス　https://funds.dws.com/ja-jp/
・電話番号　03-5156-5108（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：インカム）

＜運用資産の評価基準及び評価方法＞

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（2002年８月29日）から無期限とします。

(4)【計算期間】

①当ファンドの計算期間は、毎年２月16日から５月15日まで、５月16日から８月15日まで、８月16日から11月15日まで及び11月16日から翌年２月15日までとすることを原則とします。

②上記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①信託の終了

ａ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、この信託の受益権口数が10億口を下回ることとなったとき、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａ．の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｃ．上記ｂ．の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記ａ．の信託契約の解約をしません。

ｅ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．上記ｃ．からｅ．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃ．の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託約款の変更

ａ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａ．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｃ．上記ｂ．の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記ａ．の信託約款の変更をしません。

ｅ．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③信託契約に関する監督官庁の命令

ａ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｂ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

④委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

ａ．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｂ．上記ａ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②ｄ．の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑤運用報告書

委託会社は、法令に基づき、６ヵ月毎（毎年２月及び８月の決算日を基準とします。）及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

⑥関係法人との契約の更改等

＜投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約＞

当初の契約の有効期間は原則として１年間とします。ただし、期間満了３ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

＜投資顧問契約＞

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

⑦委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

ａ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ｂ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

ｂ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

②償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

③受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して５営業日目から受益者に支払われます。

④反対者の買取請求権

前記「３　資産管理等の概要（5）その他」の「①信託の終了」、または「②信託約款の変更」のうちその内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、前記「３　資産管理等の概要（5）その他」の「①信託の終了ｂ．」または「②信託約款の変更ｂ．」に規定する公告または書面に付記します。

⑤帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
   なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42特定期間（2023年2月16日から2023年8月15日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第41特定期間 (2023年2月15日現在)	第42特定期間 (2023年8月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,199	61,994
親投資信託受益証券	886,591,727	936,405,812
流動資産合計	886,595,926	936,467,806
資産合計	886,595,926	936,467,806
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,417,511	4,256,470
未払解約金	3,751,158	1,346,301
未払受託者報酬	123,533	126,397
未払委託者報酬	2,594,127	2,654,293
その他未払費用	453,601	445,220
流動負債合計	11,339,930	8,828,681
負債合計	11,339,930	8,828,681
純資産の部		
元本等		
元本	1,104,377,968	1,064,117,706
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△229,121,972	△136,478,581
（分配準備積立金）	―	793,776
元本等合計	875,255,996	927,639,125
純資産合計	875,255,996	927,639,125
負債純資産合計	886,595,926	936,467,806

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第41特定期間 (自　2022年8月16日 至　2023年2月15日)	第42特定期間 (自　2023年2月16日 至　2023年8月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△23,382,595	100,178,199
営業収益合計	△23,382,595	100,178,199
営業費用		
支払利息	2	―
受託者報酬	249,520	244,905
委託者報酬	5,239,800	5,142,886
その他費用	453,601	445,220
営業費用合計	5,942,923	5,833,011
営業利益又は営業損失（△）	△29,325,518	94,345,188
経常利益又は経常損失（△）	△29,325,518	94,345,188
当期純利益又は当期純損失（△）	△29,325,518	94,345,188
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△507,737	1,029,807
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△195,889,780	△229,121,972
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,723,130	9,224,435
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,723,130	9,224,435
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,270,429	1,317,890
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,270,429	1,317,890
分配金	8,867,112	8,578,535
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△229,121,972	△136,478,581

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第41特定期間 (2023年2月15日現在)	第42特定期間 (2023年8月15日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第41特定期間 (2023年2月15日現在)	第42特定期間 (2023年8月15日現在)
1.受益権の総数	1,104,377,968口	1,064,117,706口
2.元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	229,121,972円	136,478,581円
3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7925円 (7,925円)	0.8717円 (8,717円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第41特定期間 (自　2022年8月16日 至　2023年2月15日)	第42特定期間 (自　2023年2月16日 至　2023年8月15日)
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.2%以内の額	同左
2.分配金の計算方法	第81期(2022年8月16日から2022年11月15日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,056,178円)、収益調整金(87,991,904円)、分配対象収益は、89,048,082円(1万口当たり800円)であり、うち4,449,601円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 第82期(2022年11月16日から2023年2月15日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,346,562円)、収益調整金(83,991,037円)、分配対象収益は、85,337,599円(1万口当たり772円)であり、うち4,417,511円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	第83期(2023年2月16日から2023年5月15日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,791,585円)、収益調整金(79,175,017円)、分配対象収益は、82,966,602円(1万口当たり767円)であり、うち4,322,065円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 第84期(2023年5月16日から2023年8月15日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,050,246円)、収益調整金(77,454,060円)、分配対象収益は、82,504,306円(1万口当たり775円)であり、うち4,256,470円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第41特定期間 (自　2022年8月16日 至　2023年2月15日)	第42特定期間 (自　2023年2月16日 至　2023年8月15日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第41特定期間 (2023年2月15日現在)	第42特定期間 (2023年8月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第41特定期間 (2023年2月15日現在)	第42特定期間 (2023年8月15日現在)
親投資信託受益証券	△10,907,595	57,607,461
合計	△10,907,595	57,607,461

(デリバティブ取引に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第41特定期間 (2023年2月15日現在)	第42特定期間 (2023年8月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	1,129,603,396	1,104,377,968
期中追加設定元本額	6,634,043	7,228,483
期中一部解約元本額	31,859,471	47,488,745

(4)【附属明細表】
①有価証券明細表
(ア)株式
該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド	367,160,372	936,405,812	
合計		367,160,372	936,405,812	

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの特定期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(2023年2月15日現在)	(2023年8月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	187,386,520	85,574,783
金銭信託	―	569,119
コール・ローン	37,858,454	112,673,404
国債証券	8,185,791,248	20,432,938,087
特殊債券	937,256,338	2,626,811,362
社債券	4,071,513,755	10,270,095,108
派生商品評価勘定	15,460,177	14,308,372
未収利息	101,215,412	231,393,870
前払費用	5,547,554	71,019,239
差入委託証拠金	77,383,688	160,783,360
流動資産合計	13,619,413,146	34,006,166,704
資産合計	13,619,413,146	34,006,166,704
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	12,865,016	66,482,086
未払金	105,364,661	―
未払利息	103	308
流動負債合計	118,229,780	66,482,394
負債合計	118,229,780	66,482,394
純資産の部		
元本等		
元本	5,914,540,812	13,307,637,173
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	7,586,642,554	20,632,047,137
元本等合計	13,501,183,366	33,939,684,310
純資産合計	13,501,183,366	33,939,684,310
負債純資産合計	13,619,413,146	34,006,166,704

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券につきましては、個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)先物取引については、個別法に基づき、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いております。 (2)為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年2月15日現在)	(2023年8月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年2月15日現在)	(2023年8月15日現在)
1.受益権の総数	5,914,540,812口	13,307,637,173口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.2827円 (22,827円)	2.5504円 (25,504円)

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2022年8月16日 至 2023年2月15日)	(自 2023年2月16日 至 2023年8月15日)
1.金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスク、有価証券の価格変動リスク及び金利変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では２つの検証機能を有しています。１つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう１つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。 また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年2月15日現在)	(2023年8月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2023年2月15日現在)	(2023年8月15日現在)
国債証券	△755,201,041	△1,102,319,103
特殊債券	△57,232,438	△85,647,109
社債券	△129,360,027	△166,644,855
合計	△941,793,506	△1,354,611,067

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(2023年2月15日現在)			
		契約額等(円)	うち１年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	ユーロ	560,626,330	－	559,983,961	△642,369
	イギリスポンド	177,473,546	－	177,665,290	191,744
	スイスフラン	36,113,421	－	36,603,529	490,108
	スウェーデンクローナ	255,441	－	256,322	881
	ノルウェークローネ	265,651,729	－	261,828,000	△3,823,729
	チェココルナ	3,975,825	－	3,988,271	12,446
	ハンガリーフォリント	29,322,548	－	31,105,578	1,783,030
	ポーランドズロチ	4,224,657	－	4,169,046	△55,611
	売建				
	ユーロ	517,017,167	－	519,538,350	△2,521,183
	イギリスポンド	85,220,150	－	86,409,936	△1,189,786
	スウェーデンクローナ	1,818,300	－	1,858,334	△40,034
	ノルウェークローネ	264,935,700	－	268,242,786	△3,307,086
	デンマーククローネ	106,736,000	－	107,079,840	△343,840
	チェココルナ	35,643,600	－	35,984,400	△340,800
	ポーランドズロチ	66,272,580	－	65,513,580	759,000
	合計	2,155,286,994	－	2,160,227,223	△9,027,229

区分	種類	(2023年8月15日現在)			
		契約額等(円)	うち１年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	ユーロ	1,015,265,277	－	1,022,123,818	6,858,541
	イギリスポンド	80,299,123	－	80,770,360	471,237
	スイスフラン	18,797,757	－	19,030,085	232,328
	スウェーデンクローナ	11,864,447	－	11,680,978	△183,469
	デンマーククローネ	6,409,541	－	6,474,082	64,541
	チェココルナ	5,596,731	－	5,629,044	32,313
	売建				
	ユーロ	122,967,599	－	124,241,438	△1,273,839
	イギリスポンド	177,157,500	－	178,979,775	△1,822,275
	スイスフラン	39,093,495	－	40,054,191	△960,696
	スウェーデンクローナ	18,265,500	－	18,115,245	150,255
	ノルウェークローネ	84,177,000	－	83,520,742	656,258
	デンマーククローネ	164,431,200	－	166,521,892	△2,090,692
	チェココルナ	167,885,748	－	167,300,424	585,324
	ハンガリーフォリント	137,183,735	－	133,550,933	3,632,802
	ポーランドズロチ	227,071,099	－	228,069,859	△998,760
	合計	2,276,465,752	－	2,286,062,866	5,353,868

(注1)時価の算定方法

1.対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後２つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2.対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

3.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(債券関連)

区分	種類	(2023年2月15日現在)			
		契約額等(円)	うち１年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 売建	729,627,091	－	718,004,701	11,622,390
	合計	729,627,091	－	718,004,701	11,622,390

区分	種類	(2023年8月15日現在)			
		契約額等(円)	うち１年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 買建	5,623,798,652	－	5,566,271,070	△57,527,582
	合計	5,623,798,652	－	5,566,271,070	△57,527,582

(注1)時価の算定方法

1.先物取引の残高表示は、契約額によっております。

2.先物取引の評価においては、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2023年2月15日現在) 金額(円)	(2023年8月15日現在) 金額(円)
1.元本の推移		
期首元本額	5,123,217,716	5,914,540,812
期中追加設定元本額	823,900,750	7,498,248,482
期中一部解約元本額	32,577,654	105,152,121
期末元本額	5,914,540,812	13,307,637,173
2.元本の内訳		
ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン	388,396,078	367,160,372
ドイチェ／FOFs用欧州債F（適格機関投資家限定）	5,526,144,734	11,955,500,550
ドイチェ欧州債券ファンドA（為替ヘッジあり）VA（適格機関投資家専用）	－	54,436,653
ドイチェ欧州債券ファンドB（為替ヘッジなし）VA（適格機関投資家専用）	－	930,539,598

(3)附属明細表

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	数量	評価額	備考
国債証券	ユーロ	BGARIA 2.95% 09/03/24	1,850,000.00	1,830,760.00	
		BGARIA 3% 03/21/28	1,755,000.00	1,698,138.00	
		BGB 0.5% 10/22/24	1,390,000.00	1,343,782.50	
		BGB 0.8% 06/22/28	1,650,000.00	1,490,197.50	
		BTPS 0.35% 02/01/25	1,770,000.00	1,687,394.10	
		BTPS 0.85% 01/15/27	2,395,000.00	2,183,282.00	
		BTPS 0.95% 09/15/27	1,755,000.00	1,576,253.25	
		BTPS 1.45% 03/01/36	1,990,000.00	1,441,456.50	
		BTPS 2.1% 07/15/26	2,030,000.00	1,945,349.00	

		BTPS 2.7% 03/01/47	1,615,000.00	1,205,678.25		
		BTPS 2% 02/01/28	2,595,000.00	2,415,685.50		
		BTPS 3.25% 03/01/38	1,186,000.00	1,039,529.00		
		BTPS 3.4% 04/01/28	1,000,000.00	986,100.00		
		BTPS 3.5% 03/01/30	790,000.00	774,674.00		
		BTPS 3.7% 06/15/30	500,000.00	492,725.00		
		BTPS 3.8% 04/15/26	1,000,000.00	1,004,600.00		
		BTPS 3% 08/01/29	1,000,000.00	956,800.00		
		BTPS 4.4% 05/01/33	1,000,000.00	1,020,000.00		
		BTPS 4% 10/30/31	630,000.00	629,496.00		
		BTPS 5% 08/01/39	3,860,000.00	4,090,442.00		
		CROATI 1.5% 06/17/31	1,480,000.00	1,247,640.00		
		CROATI 4% 06/14/35	480,000.00	476,952.00		
		DBR 0% 02/15/32	2,030,000.00	1,637,499.50		
		DBR 2.1% 11/15/29	1,000,000.00	988,550.00		
		DBR 2.5% 07/04/44	3,755,000.00	3,615,689.50		
		DBR 3.25% 07/04/42	1,890,000.00	2,023,623.00		
		DBR 4% 01/04/37	740,000.00	843,378.00		
		FRTR 0.5% 05/25/40	1,430,000.00	895,895.00		
		FRTR 0% 02/25/24	1,360,000.00	1,334,928.39		
		FRTR 0% 02/25/26	1,755,000.00	1,624,252.50		
		FRTR 0% 03/25/24	2,765,000.00	2,707,971.87		
		FRTR 4% 10/25/38	2,765,000.00	2,955,370.25		
		KAZAKS 1.55% 11/09/23	1,115,000.00	1,106,080.00		
		LITHUN 2.1% 05/26/47	2,055,000.00	1,533,030.00		
		LITHUN 3.875 06/14/33	500,000.00	495,650.00		
		NETHER 0% 07/15/31	1,995,000.00	1,594,852.87		
		PGB 0.7% 10/15/27	2,190,000.00	2,000,674.50		
		PGB 1.95% 06/15/29	1,015,000.00	953,491.00		
		PGB 1% 04/12/52	1,545,000.00	809,425.50		
		REPHUN 1.125% 04/28/26	2,395,000.00	2,199,089.00		
		REPHUN 1.75% 10/10/27	2,855,000.00	2,576,637.50		
		ROMANI 2% 01/28/32	995,000.00	744,160.50		
		ROMANI 3.625% 04/24/24	1,655,000.00	1,651,822.40		
		SERBIA 3.125% 05/15/27	1,160,000.00	1,052,874.00		
		SLOREP 1.25% 03/22/27	2,325,000.00	2,157,600.00		
		SLOREP 1.75% 11/03/40	2,305,000.00	1,692,100.50		
		SPGB 0.5% 10/31/31	1,060,000.00	837,400.00		
		SPGB 0.6% 10/31/29	2,345,000.00	1,974,630.70		
		SPGB 0.8% 07/30/27	695,000.00	627,237.50		
		SPGB 0% 05/31/24	2,030,000.00	1,966,055.00		
		SPGB 1.2% 10/31/40	970,000.00	637,726.50		
		SPGB 1.25% 10/31/30	2,120,000.00	1,831,786.00		
		SPGB 2.75% 10/31/24	1,000,000.00	991,500.00		
		SPGB 3.45% 07/30/66	1,690,000.00	1,460,498.00		
		SPGB 3.55% 10/31/33	800,000.00	793,384.00		
		SPGB 4.2% 01/31/37	2,500,000.00	2,600,250.00		
		TURKEY 5.2% 02/16/26	1,430,000.00	1,407,906.50		
	計			85,859,954.58		
				(13,632,843,588)		
	イギリスポンド	UKT 0.125% 01/30/26	1,850,000.00	1,650,940.00		
		UKT 0.25% 01/31/25	1,570,000.00	1,463,868.00		
		UKT 0.25% 07/31/31	700,000.00	502,460.00		
		UKT 0.375% 10/22/30	925,000.00	692,732.50		
		UKT 0.5% 01/31/29	1,000,000.00	801,300.00		
		UKT 0.625% 07/31/35	1,310,000.00	831,195.00		
		UKT 0.875% 10/22/29	1,000,000.00	805,900.00		
		UKT 1.125% 01/31/39	950,000.00	577,410.00		
		UKT 1.25% 07/31/51	1,000,000.00	464,100.00		
		UKT 1.25% 10/22/41	1,430,000.00	828,971.00		
		UKT 1.5% 07/22/47	1,830,000.00	970,815.00		
		UKT 1.625% 10/22/28	1,000,000.00	865,600.00		
		UKT 1.625% 10/22/54	800,000.00	401,440.00		
		UKT 1.75% 01/22/49	700,000.00	391,580.00		
		UKT 1.75% 07/22/57	925,000.00	476,097.50		
		UKT 1.75% 09/07/37	1,015,000.00	706,744.50		
		UKT 1% 01/31/32	700,000.00	527,800.00		
		UKT 2.5% 07/22/65	1,900,000.00	1,182,560.00		

		UKT 2.75% 09/07/24	910,000.00	888,069.00	
		UKT 2% 09/07/25	925,000.00	869,870.00	
		UKT 3.5% 01/22/45	1,220,000.00	1,005,890.00	
		UKT 3.75% 01/29/38	600,000.00	535,980.00	
		UKT 4.25% 06/07/32	1,025,000.00	1,010,844.75	
		UKT 4.25% 12/07/27	2,450,000.00	2,408,105.00	
		UKT 4.25% 12/07/40	370,000.00	346,320.00	
		UKT 5% 03/07/25	1,000,000.00	999,000.00	
	計			22,205,592.25	
				(4,099,596,441)	
	スイスフラン	SWISS 0.25% 06/23/35	300,000.00	272,310.00	
		SWISS 0.5% 05/24/55	100,000.00	86,030.00	
		SWISS 0.5% 05/30/58	50,000.00	42,950.00	
		SWISS 0.5% 06/27/32	585,000.00	561,015.00	
		SWISS 0.5% 06/28/45	175,000.00	155,960.00	
		SWISS 0% 06/22/29	700,000.00	658,770.00	
		SWISS 0% 06/26/34	250,000.00	223,025.00	
		SWISS 1.25% 05/28/26	1,077,000.00	1,081,523.40	
		SWISS 1.5% 04/30/42	200,000.00	214,320.00	
		SWISS 3.25% 06/27/27	700,000.00	757,330.00	
	計			4,053,233.40	
				(672,066,630)	
	スウェーデンクローナ	SGB 0.125% 05/12/31	3,000,000.00	2,447,700.00	
		SGB 0.75% 05/12/28	14,750,000.00	13,261,725.00	
		SGB 0.75% 11/12/29	3,000,000.00	2,647,650.00	
		SGB 1.5% 11/13/23	13,000,000.00	12,927,200.00	
		SGB 3.5% 03/30/39	2,000,000.00	2,180,600.00	
	計			33,464,875.00	
				(450,771,866)	
	ノルウェークローネ	NGB 1.5% 02/19/26	9,620,000.00	9,044,243.00	
		NGB 2% 04/26/28	4,000,000.00	3,683,600.00	
	計			12,727,843.00	
				(176,662,460)	
	デンマーククローネ	DGB 0.5% 11/15/27	6,970,000.00	6,342,700.00	
		DGB 0% 11/15/31	4,750,000.00	3,791,070.00	
		DGB 1.5% 11/15/23	8,360,000.00	8,316,528.00	
	計			18,450,298.00	
				(393,175,850)	
	チェココルナ	CZGB 0 12/12/24	5,800,000.00	5,396,320.00	
		CZGB 0.45% 10/25/23	11,100,000.00	10,950,150.00	
		CZGB 1.75% 06/23/32	10,000,000.00	8,221,900.00	
		CZGB 1% 06/26/26	30,640,000.00	27,566,808.00	
	計			52,135,178.00	
				(344,055,680)	
	ハンガリーフォリント	HGB 1.5% 08/26/26	300,000,000.00	245,424,300.00	
		HGB 2.5% 10/24/24	300,000,000.00	275,837,850.00	
				521,262,150.00	
				(215,479,347)	
	ポーランドズロチ	POLGB 1.25% 10/25/30	400,000.00	304,760.00	
		POLGB 1.75% 04/25/32	600,000.00	446,610.00	
		POLGB 2.5% 07/25/26	1,850,000.00	1,719,205.00	
		POLGB 2.5% 07/25/27	1,500,000.00	1,358,850.00	
		POLGB 2.75% 10/25/29	2,000,000.00	1,745,000.00	
		POLGB 4% 10/25/23	7,015,000.00	6,986,940.00	
	計			12,561,365.00	
				(448,286,225)	
	小計			20,432,938,087	
				(20,432,938,087)	
特殊債券	ユーロ	AGFRNC 2.875% 01/21/30	2,100,000.00	2,034,270.00	
		BGOSK 1.625% 04/30/28	1,030,000.00	907,533.00	
		BGOSK 1.75% 05/06/26	1,075,000.00	1,004,050.00	
		EFSF 1.8% 07/10/48	350,000.00	254,135.00	
		EIB 2.875% 01/12/33	1,810,000.00	1,775,067.00	
		EU 0.4% 02/04/37	200,000.00	137,060.00	
		EU 0% 11/04/25	535,000.00	499,583.00	
		EU 3.75% 04/04/42	1,635,000.00	1,689,282.00	
		EU 3% 03/04/53	150,000.00	136,455.00	
		FRPTT 0.375% 09/17/27	800,000.00	696,960.00	

		FRPTT 3.75% 06/12/30	600,000.00	593,910.00	
		HESLAN 2.375% 09/21/26	1,200,000.00	1,160,460.00	
		ICO 3.05% 10/31/27	480,000.00	472,800.00	
		LBBW 2.75% 10/18/24	1,000,000.00	988,700.00	
		ORSTED 3.625% 03/01/26	815,000.00	811,373.25	
		SPPDIS 1% 06/09/31	695,000.00	472,044.00	
		ZKB FRN 06/08/29	800,000.00	790,184.00	
	計			14,423,866.25	
				(2,290,221,483)	
	イギリスポンド	DBHNGR 3.125% 07/24/26	1,942,000.00	1,823,149.60	
	計			1,823,149.60	
				(336,589,879)	
	小計			2,626,811,362	
				(2,626,811,362)	
社債券	ユーロ	AARB 2.25% 02/01/27	1,500,000.00	1,436,850.00	
		ABIBB 2.875% 04/02/32	1,230,000.00	1,152,141.00	
		ABNANV 1.25% 05/28/25	1,100,000.00	1,047,475.00	
		ACASCF 3.75% 07/13/26	300,000.00	300,735.00	
		ACHMEA 1.5% 05/26/27	1,320,000.00	1,218,162.00	
		ACHMEA 3.625% 11/29/25	450,000.00	444,037.50	
		ADIFAL 3.5% 07/30/28	800,000.00	793,240.00	
		AEMSPA 2.5% 06/15/26	895,000.00	860,990.00	
		AIB FRN 02/16/29	1,340,000.00	1,389,030.60	
		AIRFP 1.375% 06/09/26	590,000.00	555,549.90	
		AKFAST 1% 01/17/28	945,000.00	765,846.90	
		ARGSPA 3.375% 06/22/28	800,000.00	791,440.00	
		AVLN FRN 12/04/45	600,000.00	571,440.00	
		BATSLN 5.375% 02/16/31	1,760,000.00	1,750,848.00	
		BNP 2.1% 04/07/32	1,000,000.00	824,500.00	
		BPIPL 0.25% 03/22/24	900,000.00	880,245.00	
		BPIPL 3.625% 07/04/28	1,000,000.00	987,650.00	
		BPLN 2.213% 09/25/26	1,075,000.00	1,027,184.00	
		CDTFIN 4.25% 07/05/29	490,000.00	490,808.50	
		CMARK 3.25% 08/01/33	1,000,000.00	976,450.00	
		CMZB 2.875% 10/13/28	1,755,000.00	1,711,563.75	
		CMZB FRN 01/18/30	1,000,000.00	998,000.00	
		CONGR 2.125% 11/27/23	925,000.00	919,681.25	
		DANBNK FRN 06/21/30	620,000.00	623,410.00	
		DNBNO FRN 02/28/33	655,000.00	646,845.25	
		DTRGR 3.875% 06/19/26	300,000.00	299,415.00	
		EDPPL 3.875% 06/26/28	200,000.00	199,476.00	
		ENBW 3.5% 07/24/28	1,536,000.00	1,514,956.80	
		ENELIM FRN PERPETUAL	1,070,000.00	1,101,190.50	
		ENFP 3.875% 07/17/31	500,000.00	494,865.00	
		ENIIM 1.25% 05/18/26	825,000.00	765,600.00	
		EOANGR 3.5% 01/12/28	1,000,000.00	992,500.00	
		FLUVIU 0.25% 06/14/28	1,200,000.00	1,015,800.00	
		FRFP 5.375% 05/28/27	1,000,000.00	988,700.00	
		GLENLN 1.125% 03/10/28	1,565,000.00	1,351,127.10	
		HANRUE FRN 06/30/42	700,000.00	516,425.00	
		HCOB 6.25% 11/18/24	600,000.00	602,040.00	
		HSBC FRN 09/24/29	1,290,000.00	1,064,108.10	
		ICADFP 1.375% 09/17/30	1,000,000.00	769,850.00	
		INGDIB 2.375% 09/13/30	1,800,000.00	1,691,082.00	
		INTNED FRN 05/26/31	1,000,000.00	918,000.00	
		INTNED FRN 06/09/32	1,000,000.00	850,400.00	
		ISPIM 2.125% 05/26/25	1,350,000.00	1,301,805.00	
		KPN 3.875% 07/03/31	400,000.00	396,900.00	
		LAMON 2.125% 06/23/31	1,000,000.00	796,650.00	
		MUNHYP 1.25% 02/14/30	1,060,000.00	932,354.80	
		OPBANK 0.5% 08/12/25	1,240,000.00	1,158,842.00	
		PKOBHB 0.75% 01/24/24	1,300,000.00	1,280,318.00	
		PLD 0.5% 02/16/32	1,210,000.00	880,529.10	
		PSABFR 3.875% 01/19/26	200,000.00	198,750.00	
		RDSALN 0.5% 05/11/24	300,000.00	292,185.00	
		RENAUL 4.5% 04/06/27	1,290,000.00	1,291,161.00	
		SABSM 3.5% 08/28/26	800,000.00	794,040.00	
		SABSM FRN 06/07/29	500,000.00	504,400.00	

		SANTAN 0.875% 04/25/24	500,000.00	489,290.00	
		SANTAN 1% 11/04/31	900,000.00	713,448.00	
		SANTAN 3.25% 04/04/26	1,000,000.00	968,600.00	
		SANTAN FRN 06/24/29	1,000,000.00	838,410.00	
		SECUSS 4.25% 04/04/27	810,000.00	809,595.00	
		SIENFI 4% 04/05/26	1,000,000.00	972,650.00	
		SOCGEN 1.25% 06/12/30	1,000,000.00	804,710.00	
		SOCGEN 4.125% 06/02/27	1,000,000.00	995,640.00	
		SPMIM 3.125% 03/31/28	960,000.00	883,776.00	
		STANLN FRN 09/09/30	1,020,000.00	962,064.00	
		STATNE 3.5% 06/08/33	1,200,000.00	1,181,160.00	
		STLA 4.25% 06/16/31	530,000.00	514,524.00	
		TELBSS 3.75% 11/22/29	1,800,000.00	1,759,932.00	
		TLSAU 1% 04/23/30	450,000.00	378,922.50	
		YBS 0.5% 07/01/28	660,000.00	548,889.00	
		ZFFNGR 3.75% 09/21/28	1,200,000.00	1,102,620.00	
	計			62,051,824.55 (9,852,588,702)	
	イギリスポンド	ALVGR 4.5% 03/13/43	300,000.00	268,020.00	
		BMW 5.5% 06/06/26	700,000.00	695,415.00	
		NGGLN 1.125% 01/14/33	1,100,000.00	704,550.00	
		NWG 6.625% 06/22/26	590,000.00	593,451.50	
	計			2,261,436.50 (417,506,406)	
	小計			10,270,095,108 (10,270,095,108)	
合計				33,329,844,557 (33,329,844,557)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	国債証券	57銘柄	40.2%	77.4%
	特殊債券	17銘柄	6.7%	
	社債券	70銘柄	29.0%	
イギリスポンド	国債証券	26銘柄	12.1%	14.6%
	特殊債券	1銘柄	1.0%	
	社債券	4銘柄	1.2%	
スイスフラン	国債証券	10銘柄	2.0%	2.0%
スウェーデンクローナ	国債証券	5銘柄	1.3%	1.4%
ノルウェークローネ	国債証券	2銘柄	0.5%	0.5%
デンマーククローネ	国債証券	3銘柄	1.2%	1.2%
チェココルナ	国債証券	4銘柄	1.0%	1.0%
ハンガリーフォリント	国債証券	2銘柄	0.6%	0.6%
ポーランドズロチ	国債証券	6銘柄	1.3%	1.3%

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン

（2023年 9月29日現在）

Ⅰ　資産総額	890,106,921 円
Ⅱ　負債総額	1,475,084 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	888,631,837 円
Ⅳ　発行済口数	1,044,946,514 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8504 円
（1万口当たり純資産額）	（8,504 円）

（参考）ドイチェ・ヨーロッパ　インカム　オープン　マザーファンド

（2023年 9月29日現在）

Ⅰ　資産総額	33,952,636,505 円
Ⅱ　負債総額	297,870,217 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	33,654,766,288 円
Ⅳ　発行済口数	13,505,054,929 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.4920 円
（1万口当たり純資産額）	（24,920 円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１．名義書換について
該当事項はありません。

２．受益者に対する特典
該当事項はありません。

３．内国投資信託受益権の譲渡制限の内容
譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。
①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

４．受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

５．償還金
償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

６．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金等

①資本金の額

3,078百万円（2023年９月末現在）

②発行する株式の総数

200,000株（2023年９月末現在）

③発行済株式総数

61,560株（2023年９月末現在）

④最近５年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については３名以上、監査役については１名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令又は定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

（投資信託の運用プロセス）

①四半期毎に行われる投資戦略会議において、ＤＷＳグループ（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

②運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

③承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

④各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

⑤運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

⑥インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

⑦コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場で、ガイドライン遵守状況及び利益相反取引のチェックを行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2023年９月末現在、委託会社の運用するファンドは77本、純資産総額は452,611百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	64本	207,917百万円
私募	単位型	株式投資信託	2本	1,188百万円
	追加型	株式投資信託	11本	243,506百万円
合計			77本	452,611百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第２条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（2022年４月１日から2023年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （2022年３月31日）		当事業年度 （2023年３月31日）
資産の部				
流動資産				
預金	※１	3,371,358	※１	3,268,198
前払費用		18,394		24,728
未収委託者報酬		427,359		356,135
未収運用受託報酬		2,287		-
未収収益	※１	1,531,970	※１	1,834,232
未収還付消費税等		-		21,354
立替金		26,739		29,019
流動資産計		5,378,109		5,533,669
固定資産				
投資その他の資産				
投資有価証券		11,983		10,712
敷金		21,583		21,027
供託金		10,000		10,000
預託金		1,000		1,000
投資その他の資産合計		44,566		42,739
固定資産合計		44,566		42,739
資産合計		5,422,676		5,576,409

（単位：千円）

		前事業年度 （2022年３月31日）		当事業年度 （2023年３月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		222,998		208,117
未払手数料		210,087		167,040
その他未払金		44,542		75,172
未払費用	※1	912,661	※1	952,266
未払消費税		21,934		-
未払法人税等		112,092		42,657
賞与引当金		137,893		125,974
為替予約		6,528		5,990
流動負債合計		1,668,738		1,577,221
固定負債				
退職給付引当金		478,548		501,274
長期未払費用		39,780		30,470
賞与引当金		30,758		24,395
繰延税金負債		786		700
固定負債合計		549,874		556,840
負債合計		2,218,613		2,134,061
純資産の部				
株主資本				
資本金		3,078,000		3,078,000
資本剰余金				
資本準備金		1,830,000		1,830,000
資本剰余金合計		1,830,000		1,830,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△ 1,705,718		△ 1,467,239
利益剰余金合計		△ 1,705,718		△ 1,467,239
株主資本合計		3,202,281		3,440,760
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		1,781		1,587
評価・換算差額等合計		1,781		1,587
純資産合計		3,204,063		3,442,347
負債純資産合計		5,422,676		5,576,409

(2)【損益計算書】

（単位:千円）

		前事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）		当事業年度 （自 2022年４月１日 至 2023年３月31日）
営業収益				
委託者報酬		3,379,928		2,794,467
運用受託報酬		9,576		431
その他営業収益	※１	2,429,431		3,000,872
営業収益合計		5,818,936		5,795,771
営業費用				
支払手数料		1,687,978		1,367,077
広告宣伝費		26,180		25,065
調査費		58,191		78,183
委託調査費		321,214		314,845
情報機器関連費		130,965		151,062
委託計算費		209,188		210,558
通信費		6,377		7,649
印刷費		10,612		17,028
協会費		11,751		10,737
諸会費		412		784
諸経費		34,266		22,734
営業費用合計		2,497,140		2,205,727
一般管理費				
役員報酬		48,341		48,382
給料・手当		1,120,505		1,145,187
賞与		377,792		341,781
交際費		1,057		3,704
寄付金		2,348		1,624
旅費交通費		1,428		19,066
租税公課		49,727		48,005
不動産賃借料		279,256		297,790
退職給付費用		87,842		98,792
福利厚生費		287,794		292,675
業務委託費	※１	841,726	※１	899,466
退職金		8,194		-
諸経費		95,537		90,821
一般管理費合計		3,201,551		3,287,299
営業利益		120,244		302,744
営業外収益				
雑収益		5,161		4,055
営業外収益合計		5,161		4,055
営業外費用				
為替差損		7,023		44,650
有価証券売却損		-		5
その他		388		1,682
営業外費用合計		7,412		46,338
経常利益		117,993		260,461
特別利益				

過年度収益分配精算金	※１，２	350,719	※３	141,735
特別利益合計		350,719		141,735
特別損失				
割増退職金		-		82,075
過年度収益分配精算金		-	※４	14,980
特別損失合計		-		97,055
税引前当期純利益		468,712		305,141
法人税、住民税及び事業税		79,768		66,662
法人税等合計		79,768		66,662
当期純利益		388,944		238,478

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年４月１日　至 2022年３月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	△ 2,094,662	2,813,337
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	388,944	388,944
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	388,944	388,944
当期末残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,705,718	3,202,281

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,006	1,006	2,814,343
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	388,944
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	775	775	775
当期変動額合計	775	775	775
当期末残高	1,781	1,781	3,204,063

当事業年度　（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,705,718	3,202,281
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	238,478	238,478
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	238,478	238,478
当期末残高	3,078,000	1,830,000	△ 1,467,239	3,440,760

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,781	1,781	3,204,063
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	238,478
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 194	△ 194	△ 194
当期変動額合計	△ 194	△ 194	238,283
当期末残高	1,587	1,587	3,442,347

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．収益の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

当社は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（貸借対照表関係）

※1　各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
預金	969,222　千円	2,401,501　千円
未収収益	1,499,029　千円	41,252　千円
未払費用	98,481　千円	72,952　千円

（損益計算書関係）

※1　関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
業務委託費	166,762　千円	216,818　千円
その他営業収益	2,398,011　千円	-　千円
特別利益	350,719　千円	-　千円

※2　過年度収益分配精算金

前事業年度において、当社が海外グループ会社へ不動産調査サービスを提供してきたオルタナティブ調査部に係る費用を各社に請求することで合意しました。当事業年度より以前の期間に帰属する請求分については、一括で支払いを受けており、特別利益として過年度収益分配精算金350,719千円を計上しております。

※3　過年度収益分配精算金

当事業年度において、当社が海外グループ会社に提供してきた業務部と企画部に係る海外ファンドサービス関連費用を各社に請求することで合意しました。当事業年度より以前の期間に帰属する請求分については、特別利益として過年度収益分配精算金141,735千円を計上しております。

※4　過年度収益分配精算金

当事業年度において、当社が海外グループ会社より受領した運用受託に係る報酬を払い戻すことで合意しました。当事業年度より以前の期間に帰属する請求分については、特別損失として過年度収益分配精算金14,980千円を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自 2021年４月1日　至 2022年３月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度　（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

２．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、以下のとおりであります。

前事業年度（2022年３月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	3,371,358	3,371,358	-
(2)未収委託者報酬	427,359	427,359	-
(3)未収運用受託報酬	2,287	2,287	-
(4)未収収益	1,531,970	1,531,970	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	11,983	11,983	-
資産計	5,344,960	5,344,960	-
(1)未払手数料	210,087	210,087	-
(2)その他未払金	44,542	44,542	-
(3)未払費用	912,661	912,661	-
負債計	1,167,291	1,167,291	-
デリバティブ取引（*１）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(6,528)	(6,528)	-
デリバティブ取引計	(6,528)	(6,528)	-

(*１)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で示しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品
前会計期間末（2022年3月31日）

（単位:千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	-	6,528	-	6,528
負債計	-	6.528	-	6,528

(*１）2019年７月４日公表の企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項に従い経過措置を適用し、その他有価証券11,983千円は上記の表に含めておりません。

(注)１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産
(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券
投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。
また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負　債
(1) 未払手数料、(2) その他未払金及び(3) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引
「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注)２．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	１年以内	１年超５年以内	５年超
預金	3,371,358	-	-
未収委託者報酬	427,359	-	-
未収運用受託報酬	2,287	-	-
未収収益	1,531,970	-	-
投資有価証券			
その他有価証券	-	664	-
合計	5,332,976	664	-

（注）償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（2023年３月31日）

（単位:千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	10,712	10,712	-
資産計	10,712	10,712	-
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	(5,990)	(5,990)	-
デリバティブ取引計	(5,990)	(5,990)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

(*2) 預金、未収委託者報酬、未収収益、預り金、未払手数料、その他の未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当会計期間末（2023年3月31日）

（単位:千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	10,712	-	10,712
資産計	-	10,712	-	10,712
デリバティブ取引				
通貨関連	-	5,990	-	5,990
負債計	-	5,990	-	5,990

(注)１．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル２に分類しております。

(注)２．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	１年以内	１年超５年以内	５年超
預金	3,268,198	-	-
未収委託者報酬	356,135	-	-
未収収益	1,834,232	-	-
投資有価証券			
その他有価証券	-	487	-
合計	5,458,567	487	-

（注）償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度　（2022年３月31日）

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	9,415	11,983	2,568
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		9,415	11,983	2,568

当事業年度　（2023年３月31日）

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	9,589	7,289	2,300
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,123	1,135	△ 12
合計		10,712	8,424	2,287

２．売却したその他有価証券

前事業年度　（自 2021年４月１日　至 2022年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	994	-	5

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度　（2022年３月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）　(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	69,631	-	△ 1,488	△ 1,488
	米ドル	100,545	-	△ 5,099	△ 5,099
	買建				
	米ドル	78,887	-	60	60
合計		249,065	-	△ 6,528	△ 6,528

当事業年度　（2023年３月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）　(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	ユーロ	1,015,574	-	△ 6,650	△ 6,650
	買建				
	ユーロ	105,202	-	660	660
合計		1,120,776	-	△ 5,990	△ 5,990

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位:千円）

	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
退職給付債務の期首残高	419,553	473,690
勤務費用	47,528	52,488
利息費用	3,529	3,985
数理計算上の差異の発生額	8,445	△ 3,063
退職給付の支払額	△ 43,075	△ 32,623
転籍者調整額	37,709	-
退職給付債務の期末残高	473,690	494,477

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位:千円）

	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	473,690	494,477
未積立退職給付債務	473,690	494,477
未認識数理計算上の差異	4,857	6,796
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	478,548	501,274
退職給付引当金	478,548	501,274
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	478,548	501,274

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位:千円）

	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
勤務費用	47,528	52,488
利息費用	3,529	3,985
数理計算上の差異の費用処理額	△ 7,026	△ 1,124
確定給付制度に係る退職給付費用	44,031	55,349

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
割引率	0.90%	1.38%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度43,379千円、当事業年度 43,443千円でありました。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位:千円）

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
繰延税金資産		
繰越欠損金	753,869	692,738
未払費用	279,456	291,584
退職給付引当金	146,531	153,490
減価償却超過額	13,932	77,292
その他	118,840	60,257
賞与引当金	42,223	46,043
その他未払金	13,638	23,017
長期未払費用	21,599	9,329
未払事業税	12,810	8,932
繰延税金資産小計	1,402,903	1,362,685
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 753,869	△ 692,738
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 649,034	△ 669,946
評価性引当額小計	△ 1,402,903	△ 1,362,685
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 786	△ 700
繰延税金負債合計	△ 786	△ 700
繰延税金資産（負債）の純額	△ 786	△ 700

(注) １．評価性引当額が40,218千円減少しております。この減少は主に当期の見込みの課税所得に対して充当される繰越欠損金に対する評価性引当額を取り崩したことに伴うものであります。

２．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2022年３月31日）

（単位:千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	-	-	-	753,869	753,869
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 753,869	△ 753,869
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2023年３月31日）

（単位:千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	-	-	-	692,738	692,738
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 692,738	△ 692,738
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：％）

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
法定実効税率	30.6	30.6
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	0.4
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	1.8	3.1
評価性引当金	△ 14.9	△ 14.7
その他	△ 0.5	2.4
税効果会計適用後の法人税の負担率	17.0	21.8

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度　（自 2021年４月１日　至 2022年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	米国	ドイツ	その他	合計
3,412,106	1,148,559	640,569	617,700	5,818,936

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：千円）

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1,062,452	投資運用業

当事業年度　（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	米国	ルクセンブルク	ドイツ	その他	合計
2,829,394	1,076,607	783,279	660,257	446,231	5,795,771

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：千円）

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1,042,080	投資運用業
DWS Investment S.A.	783,279	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度　（自 2021年４月１日　至 2022年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,290,939 千ユーロ	銀行業	（被所有） 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	*1 IT、管理部門サービス	138,703	*2 預金 未払費用	969,222 72,209
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	（被所有） 直接 100 %	サービスの授受	*1 IT、管理部門サービス	30,345	未払費用	26,272

当事業年度　（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,223,021 千ユーロ	銀行業	（被所有） 間接 79 %	資金預入 サービスの授受	*1 IT、管理部門サービス	130,335	*2 預金 未収収益	2,401,501 41,252
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	（被所有） 直接 100 %	サービスの授受	*1 IT、管理部門サービス	86,482	未払費用	72,952

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

＊1　当該会社とのサービス契約に基づき、当社のＩＴ環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

＊2　当座預金口座を開設しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度　（自 2021年４月１日　至 2022年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
同一の 親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,796 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	522,255	未払費用	526,928
同一の 親会社 を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	1,062,452	未収収益	523,087
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *1 その他営業収益 *3 委託調査費	106,937 30,702 4,351	未払費用 未収収益	33,743 3,303
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	6,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *4 特別利益	125,143 106,820	未収収益	170,606
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 委託調査費 *1 その他営業収益	50,699 257,435 90,934	未払費用 未収収益	4,495 66,815
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,677 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *1 その他営業収益	11,643 378,294	未払費用 未収収益	4,520 217,564
同一の 親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*3 委託調査費 *2 IT、管理部門サービス *1 その他営業収益	31,827 28,906 294,817	未払費用 未収収益	24,965 125,673
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	107,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *1 その他営業収益	3,401 179,665	未払費用 未収収益	1,967 55,867
同一の 親会社 を持つ会社	DBX Advisors LLC	米国 ウィルミントン	1 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	55,405	未収収益	28,703
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Alternatives GmbH	ドイツ フランクフルト	5,200 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *4 特別利益	129,673 117,994	未収収益	179,220
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Beteiligungs GmbH	ドイツ フランクフルト	100,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	35,628	未払費用	27,094
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	イギリス ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	23,787	未払費用	16,266
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール シンガポール	96,700 千シンガポールドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *1 その他営業収益 *4 特別利益	38,931 11,266 16,215	未収収益	48,437
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investments Australia Limited	オーストラリア シドニー	2,400 千豪ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	-13,861	未収収益	14,654
同一の 親会社 を持つ会社	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	96,481 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	30,611	未払費用	5,760
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	韓国 ソウル	19,410,825 千韓国ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *1 その他営業収益 *4 特別利益	-16,432 41,603 109,689	未収収益	34,567
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investments Hong Kong Limited	香港 香港	238,600 千香港ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	109,083	未払費用 未収収益	83,600 30,330

当事業年度　（自 2022年４月１日　至 2023年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,796 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	428,548	未払費用	404,675
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *5 特別利益	1,042,080 34,554	未収収益	800,834
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査費 *5 特別利益	9,596 128,207 3,763 1,368	未払費用	64,450
同一の親会社を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	6,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	264,701	未収収益	39,174
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査費 *5 特別利益	40,478 73,682 249,354 5,208	未収収益 未払費用	21,324 134,166
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,677 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *5 特別利益	783,279 13,029 65,041	未収収益 未払費用	519,740 15,304
同一の親会社を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *3 委託調査費 *5 特別利益	220,401 15,453 34,127 11,253	未収収益	96,040
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	82,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス *5 特別利益	371,793 797 23,895	未収収益	300,826
同一の親会社を持つ会社	DBX Advisors LLC	米国 ウィルミントン	1 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *5 特別利益	24,930 413	未払費用	18,459
同一の親会社を持つ会社	DWS Alternatives GmbH	ドイツ フランクフルト	5,200 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	134,676	未収収益	46,796
同一の親会社を持つ会社	DWS Beteiligungs GmbH	ドイツ フランクフルト	100,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	20,332	未収収益	9,140
同一の親会社を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	イギリス ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	55,883	未払費用	39,052
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール シンガポール	96,700 千シンガポールドル	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス	30,602 61,693	未収収益 未払費用	41,822 26,497
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments Australia Limited	オーストラリア シドニー	2,400 千豪ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	10,420	未収収益	26,240
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	96,481 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	5,572	未払費用	11,879
同一の親会社を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	韓国 ソウル	19,410,825 千韓国ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 IT、管理部門サービス	43,835 12,743	未収収益	60,283
同一の親会社を持つ会社	DWS Investments Hong Kong Limited	香港 香港	238,600 千香港ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	134,455	未収収益 未払費用	48,083 127,131
同一の親会社を持つ会社	DWS Alternatives Global Limited	イギリス ロンドン	104,007 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *6 特別損失	608 14,980	未払費用	1,175
同一の親会社を持つ会社	DWS Global Business Services Inc.	フィリピン タギッグ	70 百万フィリピンペソ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	51,901	未払費用	43,583

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

＊1　当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
＊2　当該会社とのサービス契約に基づき、当社のＩＴ環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。
＊3　当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。
＊4　当該会社とのサービス契約に基づき、提供した不動産調査サービスで発生した過年度分の利益として特別利益の計上を行っております。
＊5　当該会社とのサービス契約に基づき、提供した海外ファンドサービスより発生した過年度分の利益として特別利益の計上を行っております。
＊6　当該会社とのサービス契約に基づき、受領した報酬のうち、過年度分の払い戻しについて特別損失の計上を行っております。

２．親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft　フランクフルト証券取引所に上場
DB Beteiligungs-Holding GmbH　ニューヨーク証券取引所に上場
DWS Group GmbH & Co. KGaA　フランクフルト証券取引所に上場

（1株当たり情報）

項目	前事業年度 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	当事業年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
1株当たり純資産額	52,047.81 円	55,918.57 円
1株当たり当期純利益または純損失（△）	6,318.13 円	3,873.92 円

(注) １．潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

２．1株当たり当期純利益または純損失金額（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自　2021年４月１日 至　2022年３月31日)	当事業年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)
当期純利益または純損失金額（△）（千円）	388,944	238,478
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益または純損失金額（△）(千円)	388,944	238,478
期中平均株式数（株）	61,560	61,560

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

①受託会社

名　　称	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
資本金の額	324,279百万円（2023年３月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考＞再信託受託会社の概要

名　　称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額	10,000百万円（2023年３月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

②販売会社

名　　称	資本金の額	事業の内容
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円 （2023年３月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円 （2023年３月末現在）	
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000百万円 （2023年３月末現在）	
野村證券株式会社※	10,000百万円 （2023年３月末現在）	
松井証券株式会社	11,945百万円 （2023年３月末現在）	
マネックス証券株式会社	12,200百万円 （2023年３月末現在）	
楽天証券株式会社	19,495百万円 （2022年12月末現在）	
株式会社千葉銀行	145,069百万円 （2023年３月末現在）	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社西日本シティ銀行※	85,745百万円 （2023年３月末現在）	
株式会社北海道銀行	93,524百万円 （2023年３月末現在）	
香港上海銀行※	1,239億4,847万9,495香港ドル 71億9,800万米ドル （2023年３月末現在）	
株式会社武蔵野銀行※	45,743百万円 （2023年３月末現在）	
株式会社横浜銀行※	215,628百万円 （2023年３月末現在）	

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円 （2023年３月末現在）	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※ 新規申込みの取扱いを行いません。

③投資顧問会社

名　　称	ＤＷＳインターナショナルGmbH
資本金の額	800万ユーロ（約13億円）（2023年３月末現在）
事業の内容	有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

（注） ユーロの円換算は、便宜上、2023年９月末現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝158.00円）によります。

２【関係業務の概要】

①受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

②販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

③投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。

３【資本関係】

委託会社及び投資顧問会社の最終的な親会社は、ドイツ銀行です。

第３【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2023年２月22日　臨時報告書
2023年５月15日　有価証券報告書
2023年５月15日　有価証券届出書
2023年５月22日　臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2023年６月13日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　関　賢二

監査意見

　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2023年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

　当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
（注）2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年11月１日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ヨーロッパ インカム オープンの2023年２月16日から2023年８月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープンの2023年８月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。